

○浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成24年12月21日規則第46号

改正 平成26年 3 月20日規則第12号

平成28年 3 月23日規則第 1 号

平成29年 3 月29日規則第26号

平成30年 3 月30日規則第23号

令和 5 年 2 月21日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行については、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定基準 法第54条第 1 項各号に掲げる基準をいう。
- (2) 登録省エネ判定機関 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。
- (3) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (4) 登録住宅型式性能認定等機関 住宅品質確保法第44条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。
- (5) 住宅性能評価 住宅品質確保法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価をいう。
- (6) 住宅型式性能認定 住宅品質確保法第31条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。
- (7) 住宅型式性能認定書 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第41条第 1 項に規定する住宅型式性能認定書をいう。
- (8) 設計住宅性能評価書 住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

(事前審査)

第3条 法第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定(以下これらを「認定」という。)の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合していることについて、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

- (1) 住宅の用途に供する部分(以下「住宅部分」という。)の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関
- (2) 住宅部分以外の部分(以下「非住宅部分」という。)の認定を受ける場合 登録省エネ判定機関
- (3) 住宅部分かつ非住宅部分を有する建築物の認定を受ける場合 登録住宅性能評価機関かつ登録省エネ判定機関の登録を受けている審査機関(市長が必要と認める図書等)

第4条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条の規定により登録省エネ判定機関又は登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けたときは、それぞれの機関が交付する認定基準に適合することを証する書類の写し
 - (2) 登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する場合に限る。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - (3) 住宅性能評価を受けた場合においては、設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級に係る評価が等級5及び一次エネルギー消費量に係る評価が等級6に適合している場合に限る。)の写し
- 2 省令第41条第3項の規定により市長が不要と認める図書は、前項の規定により添付された住宅型式性能認定書の写しにおいて、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された図書とする。

第5条 削除

(申請の取下げ)

第6条 申請者が、市長の認定を受ける前に、当該申請を取り下げるときは、取下げ届(様式第1号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(取りやめる旨の申出)

第7条 認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)が当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定低炭素建築物新築等計画」という。)に基づく低炭素化のための建築物の新築等(以下「低炭素建築物の新築等」という。)を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第2号)の正本及び副本に、認定通知書(省令第43条第2項(省令第46条において準用する場合を含む。)の通知書をいう。)及び認定申請書(省令第41条第1項又は第45条の申請書をいう。)の副本並びにその添付図書を添えて市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第8条 市長は、認定の申請に係る低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しないことを認めたときは、認定しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(設計変更)

第9条 認定建築主は、当該認定低炭素建築物新築等計画の変更(法第55条第1項の規定により低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を要するものを除く。)をしようとするときは、設計変更届(様式第4号)の正本1通及び副本1通に、当該変更に係る必要な図書を添えて市長に提出しなければならない。

(工事完了等の報告)

第10条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、工事を完了した旨の報告書(様式第5号)により認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定により市長から認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について報告を求められたときは、状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第11条 市長は、法第57条の規定により改善の命令をするときは、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、第7条の規定により認定建築主から申出があったときは、当該認定を取り消し、その旨を認定建築主に認定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 市長は、法第58条の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書(様

式第9号)により行うものとする。

(認定の証明)

第13条 認定建築主は、認定を受けた旨の証明が必要なときは、証明願(様式第10号)の正本1通及び副本1通を提出し、証明を受けることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第3条及び第4条の規定の適用については、当分の間、第3条第1号中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の登録建築物調査機関(以下「登録建築物調査機関」という。)」と、同条第2号及び第4条第1項第1号中「登録省エネ判定機関」とあるのは「登録省エネ判定機関、登録建築物調査機関」とする。

附 則 (平成30年3月30日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月21日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

取下げ届

下記の低炭素建築物新築等計画の認定の申請を取り下げたいので、浜田市
都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 6 条の規定により届け出ます。

記

1 申請年月日

2 確認の特例

都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条
第 2 項の規定による申出の有無

有 無

3 申請に係る建築物の位置

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ※印のある欄は記入しないでください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

取りやめる旨の申出書

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめたいので、浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 7 条の規定により申し出ます。

記

1 認定番号

2 認定年月日

3 確認の特例

都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条
第 2 項の規定による申出の有無

有 無

4 認定に係る建築物の位置

5 認定建築主の氏名

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長 印

認定しない旨の通知書

下記の低炭素建築物新築等計画の認定の申請については、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項の規定による認定をしないこととしましたので通知します。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
- 4 理由

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

浜田市長 様

届出者 住所
氏名

設計変更届

認定低炭素建築物新築等計画について、計画の変更をしたいので、浜田市
都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 9 条の規定により届け出ます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更の概要
(旧)
(新)

※受付欄	※決裁欄	※処理欄

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

年 月 日

浜田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

工事を完了した旨の報告書

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したので、浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 10 条第 1 項の規定により報告します。

記

1 認定番号

2 認定年月日

3 確認の特例

都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条
第 2 項の規定による申出の有無

有 無

4 認定に係る建築物の位置

5 認定建築主の氏名

6 計画に従って建築物の新築等の工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号

住所

氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号

名称

所在地

※受付欄	※処理欄	※備考

(注意)

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する確認申請が必要な場合は、検査済証の写しを添付してください。
- 3 建築士法第 20 条第 3 項に規定する工事監理報告書の写し等認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨を確認した書類を添付してください。
- 4 ※印のある欄は記入しないでください。

年 月 日

浜田市長 様

認定建築主の住所又は
主たる事務所の所在地
認定建築主の氏名又は名称

状況報告書

認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の状況について浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第10条第2項の規定により報告します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 低炭素建築物の新築等の状況

※受付欄	※処理欄	※備考

（注意）

- 1 認定建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※印のある欄は記入しないでください。

指 令 番 号
年 月 日

認定建築主 様

浜田市長 図

改善命令書

下記の認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等について、都市の低炭素化の促進に関する法律第 57 条の規定により、改善に必要な措置をとることを命じます。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 措置の内容
- 6 改善の期限

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指 令 番 号
年 月 日

認定建築主 様

浜田市長 印

認定取消通知書

浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 7 条の規定により申し出のあった下記の認定低炭素建築物新築等計画については、当該計画の認定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 (※) 確認番号
確認年月日
建築主事の氏名

(※) は、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第 9 号（第 12 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

認定建築主 様

浜田市長 印

認定取消通知書

下記の認定低炭素建築物新築等計画については、都市の低炭素化の促進に関する法律第 58 条の規定により、当該計画の認定を取り消しましたので、通知します。（これにより、認定は認定当初から無効となります。）

記

- 1 認定番号
- 2 認定年月日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 認定建築主の氏名
- 5 認定建築主の住所
- 6 （※） 確認番号
確認年月日
建築主事の氏名
- 7 理由

教示

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（※）は、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により市長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名

証明願

浜田市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第 13 条の規定に基づき、下記のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画について、認定済みであることを証明願います。

記

- 1 認定申請者氏名
- 2 認定の申請年月日
- 3 認定申請者の住所
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 認定番号
- 6 認定年月日
- 7 確認の特例の有無（法第 54 条第 2 項に基づく申出）
有 無 （確認年月日・番号）

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号
年 月 日

浜田市長

